

白老町一般廃棄物処理基本計画
令和 5 年度改定版

【計画期間 令和 6 年度～令和 15 年度】

令和 6 年 3 月改定

白老町一般廃棄物処理基本計画 目次

第1章	計画の基本事項	
1-1	計画策定の趣旨	1
1-2	本計画の位置づけ	2
1-3	広域処理の現状	2
1-4	地域の概況	3
第2章	ごみ処理の現状	
2-1	ごみ処理の流れ	6
2-2	ごみ排出量の現状	7
2-3	収集・運搬	10
2-4	中間処理	14
2-5	最終処分	18
2-6	ごみの減量・再資源化	19
2-7	ごみの不法投棄	20
2-8	ごみ処理における動向・課題	21
第3章	基本方針及び目標	
3-1	ごみ処理の基本方針	23
3-2	ごみ処理の評価	27
3-3	目標の設定	28
3-4	目標年次	29
第4章	ごみの発生量及び処理量の見込み	
4-1	推計の流れ	30
4-2	ごみ排出量の現状推計	30
4-3	減量後のごみ総排出量の推計	33
第5章	ごみ処理基本計画	
5-1	ごみの排出抑制・再生利用計画	34
5-2	収集運搬計画	35
5-3	中間処理計画	37
5-4	最終処分計画	37
5-5	その他の取り組み	37
第6章	生活排水処理基本計画	39
第7章	災害廃棄物処理計画	40

第 1 章 計画の基本事項

1-1 計画策定の趣旨

白老町（以降、「本町」という。）から発生する一般廃棄物（ごみ）の処理は、現在、平成 26 年改定の「ごみ処理基本計画」に基づき、一般廃棄物の排出抑制、資源化の促進に向けた取組みのもと、バイオマス燃料化施設でのごみの燃料化、円滑な収集運搬、登別市との広域処理による中間処理を推進するとともに、一般廃棄物最終処分場の適正管理を進めてきました。

本町では平成 18 年に制定された「白老町環境基本計画」に掲げる「資源・エネルギーの有効活用を進める」施策を実現するため、一般廃棄物の可燃ごみを利活用した「バイオマス燃料化施設」を平成 21 年 4 月から稼働しました。しかし、稼働開始当初から計画どおりの操業ができないこと、施設の維持管理経費が大幅に増加することなど、現状での稼働体制を継続することが困難となり、令和元年度末を以ってバイオマス燃料化事業を廃止し、町内で収集されるごみ全量を登別市との広域処理に変更しました。現在のクリンクルセンターは、令和 11 年度末までの稼働期間となっていることから、令和 3 年度から 2 年に渡り施設更新延命検討を実施しましたが、ライフサイクルコストや災害等の安全性、温室効果ガス排出量等から総合的に評価した結果、令和 12 年度以降についてもクリンクルセンターを延命し稼働することに決定しました。

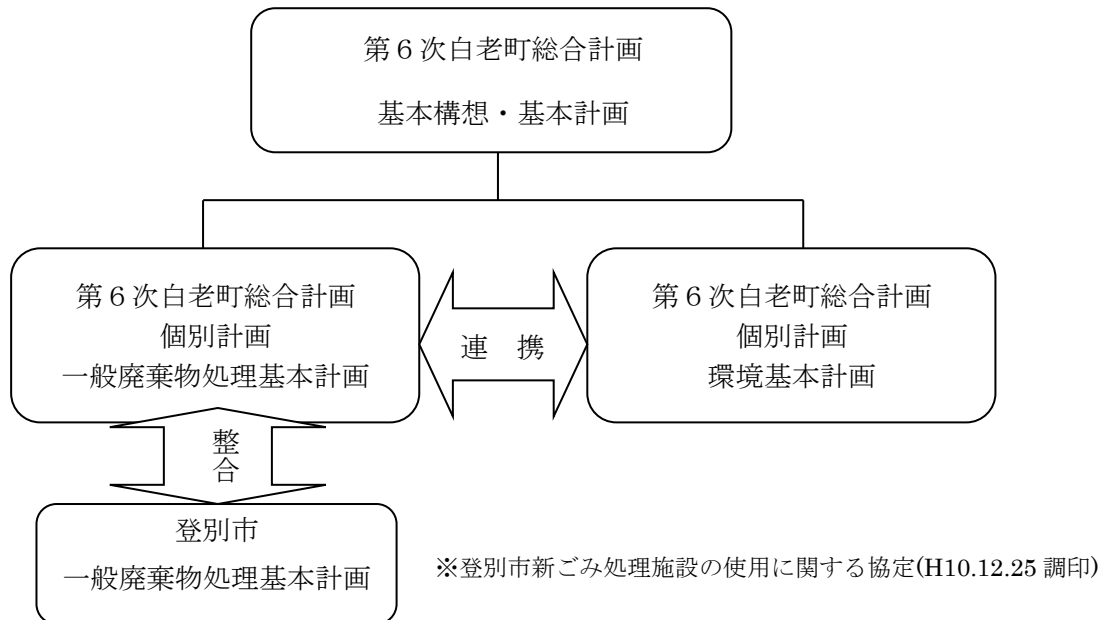
ごみの収集に関しては、令和 4 年度から家庭ごみの収集日が一部変更となるなど、廃棄物処理の分野においても、働き方改革を推進していく必要性が生じてきています。

一方、国は平成 30 年に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、①多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げており、2025 年までに講ずべき施策を示しました。また、令和 3 年 6 月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が制定され、プラスチック類の再資源化が重要視されるようになりました。

これらを踏まえ、令和 5 年度で計画期間を満了する一般廃棄物処理基本計画について、本町では令和 5 年 12 月に白老町廃棄物減量等推進審議会に「一般廃棄物処理基本計画改定に向けた基本的な考え方」の諮問を行い、令和 6 年 3 月に答申がなされ、その答申内容に基づき、町民・事業者・行政が協働で、循環型社会の形成や地球温暖化防止に向けた取組みを、自主的かつ積極的に実施していくための将来目標を定め、総合的かつ計画的に推進するための方針を定めるため、一般廃棄物処理基本計画の改定を行いました。

1-2 本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、「一般廃棄物処理基本計画」として、本町におけるごみの処理を長期的・総合的視点に立ち計画的に推進するための基本的な事項を定めるものです。



《廃棄物関連法・計画等》	《環境関連法・計画等》
<ul style="list-style-type: none"> 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進基本法 循環型社会形成推進基本計画 北海道循環型社会形成の推進に関する条例 北海道循環型社会推進基本計画 北海道廃棄物処理計画 	<ul style="list-style-type: none"> 白老町環境基本条例 白老町環境基本計画 環境基本法 環境基本計画 北海道環境基本条例 北海道環境基本計画

1-3 広域処理の現状

白老町は平成 12 年度より、登別市との広域処理を開始しました。その後、平成 21 年度から白老町ではバイオマス燃料化施設を稼働し、燃やせるごみ及びペットボトルの処理を開始しましたが、稼働規模縮小により平成 26 年度から再度燃やせるごみを登別市との広域処理にすることとし、さらに令和元年度のバイオマス燃料化施設廃止により、令和 2 年度からはごみ全量について登別市との広域処理を再開し、現在に至っています。

登別市との広域処理はクリンクルセンターにおいて令和 11 年度末までの稼働としておりますが、令和 12 年度以降のごみ処理施設の在り方については、令和 3 年度から 2 ヶ年の検討の中で

財政負担及び災害に対する強靱性等から総合的に判断した結果、令和 21 年度末まで延命化することに決定しました。このことから、引き続き登別市との広域処理を継続していくものとなります。

1-4 地域の概況

1 自然環境

(1) 位置・地勢

白老町は、北海道の南西部に位置し、東は苫小牧市、西は登別市に隣接し、南は太平洋を臨み、北は支笏洞爺国立公園区域に属する山岳地帯が広がっています。

行政面積は 425.64 km²、町域としては東西 28.0 km、南北 26.4 km と広大で、総面積の約 75% が森林に囲まれているほか、良質な水資源にも恵まれています。

(2) 気象

白老町の月別の平均気温をみると、7 月～8 月は 20℃ を超えますが、12 月～2 月はマイナスとなり寒冷です。

日照時間は年間を通じて安定しており、特に 3 月、4 月は多い傾向です。降水量は 6 月～8 月にかけて多い傾向ですが、12 月～3 月は少なく北海道内でも降雪の少ない地域です。

2 社会環境

(1) 人口及び世帯数

国勢調査による本町の人口は、1985 年（昭和 60 年）の 24,353 人をピークに減少に転じ、その後は一貫して減少傾向にあり、2020 年（令和 2 年）には 16,212 人となっています。世帯数は 2005 年（平成 17 年）の 8,564 世帯をピークに減少に転じており、2020 年（令和 2 年）には 7,688 世帯となっています。一世帯当たりの世帯人員は一貫して減少傾向にあり、2020 年（令和 2 年）時点では 2.1 人／世帯となっています。

また、65 歳以上の人口割合は増加傾向にあり、2020 年（令和 2 年）時点で 45.9% となっています。一方で年少人口や生産年齢人口は減少傾向にあり、2020 年（令和 2 年）時点で、それぞれ 6.8%、47.2% となっています。

(2) 産業別就業者人口構成

白老町の就業者数の推移をみると、1995 年（平成 7 年）の 10,359 人をピークに減少傾向にあり、2020 年（令和 2 年）には 6,558 人となっています。産業別就業者数の推移をみると、第 1 次産業は 2000 年（平成 12 年）以降、横ばい傾向にありますが、第 2 次産業は 1980 年（昭和 55 年）をピークに減少傾向、第 3 次産業は平成 7 年をピークに減少傾向にあります。

白老町の産業分類別の就業者数をみると、「製造業」が 1,073 人と最も多く、次いで「医療・福祉」が 908 人、「卸売業、小売業」が 864 人となっています。

3 白老町の関連計画

(1) 白老町総合計画

白老町の運営指針である「総合計画」では、ごみの減量化や省エネによる環境負荷低減に関する基本的な方針として、「環境美化・衛生」及び「循環型社会形成」を指標に定めています。

第6次白老町総合計画（計画期間：令和2年～令和9年）

基本施策 1-4 環境美化・衛生

<目標>

快適で衛生的な空間を形成し、町民やまちを訪れる人にやすらぎや潤いをもたらす緑豊かな美しいまちを実現します。

1. 町民満足度【町民意識調査】

◆公衆衛生が確保され、モラルやマナーが向上していると感じる町民の割合

現状値（令和元年度）	目標値（令和9年度）
54.2%	60.2%

1. 成果指標【まちづくり指標】

◆不法投棄量

現状値（令和元年度）	目標値（令和9年度）
22.9 t	20.0 t 以下

基本施策 1-5 循環型社会形成

<目標>

ごみの減量化や省エネ意識が高まり、限られた資源の有効活用が図られ、環境負荷が低減するまちを実現します。

1. 町民満足度【町民意識調査】

◆ごみの減量・資源化等により循環型社会の実現が図られていると感じる町民の割合

現状値（令和元年度）	目標値（令和9年度）
55.7%	61.7%

1. 成果指標【まちづくり指標】

◆町民一人当たりのごみ排出量

現状値（令和元年度）	目標値（令和9年度）
622g/日	585g/日

※第6次白老町総合計画から一部抜粋

(2) 白老町環境基本条例

本町は環境行政の基本となる事項として、平成 16 年に白老町環境基本条例を制定し、条例第 13 条に「廃棄物の減量等の推進」を定めています。

第 13 条 町は、環境への負荷を減少させるため、廃棄物処理の適正化を進めるとともに、町民と事業者による廃棄物の減量化、資源の循環的な利用やエネルギーの有効利用の促進に努めます。

2 町は、環境への負荷を減少させるため、町の施設の建設や維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めなければなりません。

(3) 白老町環境基本計画

白老町環境基本条例第 8 条において、「環境基本計画」を策定することとしており、平成 28 年に白老町環境基本計画第 3 期が策定されました。この計画における基本目標のうち、「循環環境」で定める目標と施策の方針を以下に示します。

白老町環境基本計画第 3 期（平成 28 年度～令和 7 年度の 10 年間）

基本目標：循環環境

<方針>

できる限り廃棄物を抑制し、廃棄物になったものは再使用・再利用し、残る廃棄物は適正に処理する必要があります。そのために、「ごみを減らし、きれいなまちづくり」を進めます。

<目標>

① 廃棄物の発生抑制と再資源化をめざします

町民・事業者・行政が協力してごみの減量に取り組み、分別収集の徹底や 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に向けた啓発をします。

② 廃棄物の適正処理をめざします

町民ボランティアや環境団体と協力しながら、不法投棄や違法な野外焼却を監視し、ごみの無いきれいなまちづくりを実現します。

※白老町環境基本計画第 3 期から一部抜粋

第 2 章 ごみ処理の現状

2-1 ごみ処理の流れ

令和 5 年度現在におけるごみ処理の流れを図 2-1-1 に示します。本町で処理対象とするごみは、家庭系ごみと事業系ごみとしています。本町では平成 12 年度から登別市とごみの広域処理を実施しており、これら処理対象のごみは、登別市の中間処理施設「クリンクルセンター」で処理します。

本町のごみ処理区分は表 2-1-1 に示すように、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源ごみ」、「燃料ごみ」、「粗大ごみ」及び「有害ごみ」の 6 区分としています。

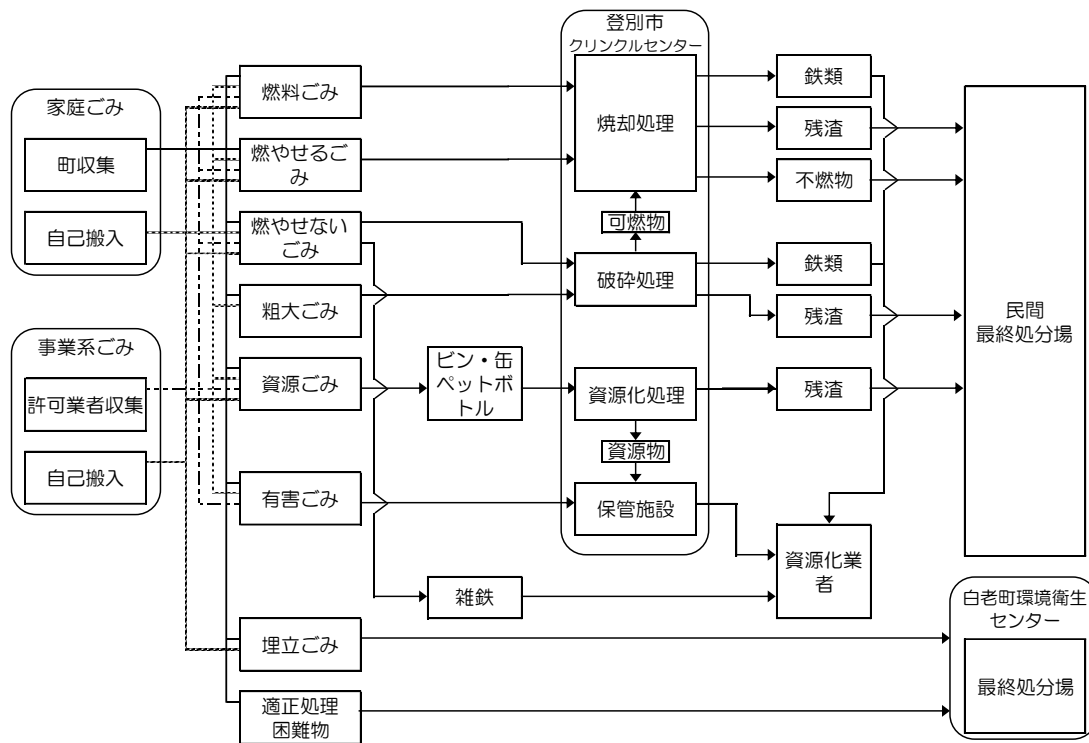


図 2-1-1 白老町のごみ処理の流れ（令和 5 年度現在）

表 2-1-1 白老町のごみ処理区分

ごみ処理区分	処理方法の概要
(1) 燃やせるごみ (2) 燃料ごみ	焼却施設にて全量焼却処理します。処理後に発生する焼却残渣は、一般廃棄物最終処分場で埋立処分します。
(3) 燃やせないごみ (4) 粗大ごみ	破砕処理施設で破砕不適物・鉄類等を除去後に破砕処理し、破砕可燃物、破砕不燃物及び破砕鉄に選別します。その後、可燃物は焼却処理、不燃物は最終処分場で埋立処分、破砕鉄は資源再生業者へ引き渡します。
(5) 資源ごみ	ビン、缶及びペットボトルを対象としており、資源化施設にて各種品目ごとに選別され、缶及びペットボトルは圧縮梱包された後、ストックヤード等の保管設備で一時保管し、資源再生業者及び指定法人に引渡します。
(6) 有害ごみ	保管設備で一時貯留後、委託処理業者に引き渡します。

2-2 ごみ排出量の現状

1 過去5年間の排出量推移

平成30年度から令和4年度までの5年間における本町のごみ排出量推移を図2-2-1に示します。家庭系ごみは令和元年度から増加しており、事業系ごみは逆に令和元年度から減少しています。この背景には、新型コロナウイルス感染症発生の影響があり、蔓延防止のため外出自粛要請が出ていたことから、自宅の片付けにより家庭系ごみが増加し、事業活動の縮小により事業系ごみが減少したと考えられます。自粛等の緩和の影響か、令和4年度において、事業系ごみが増加していますが、平成30年度と比較した場合は減少しています。

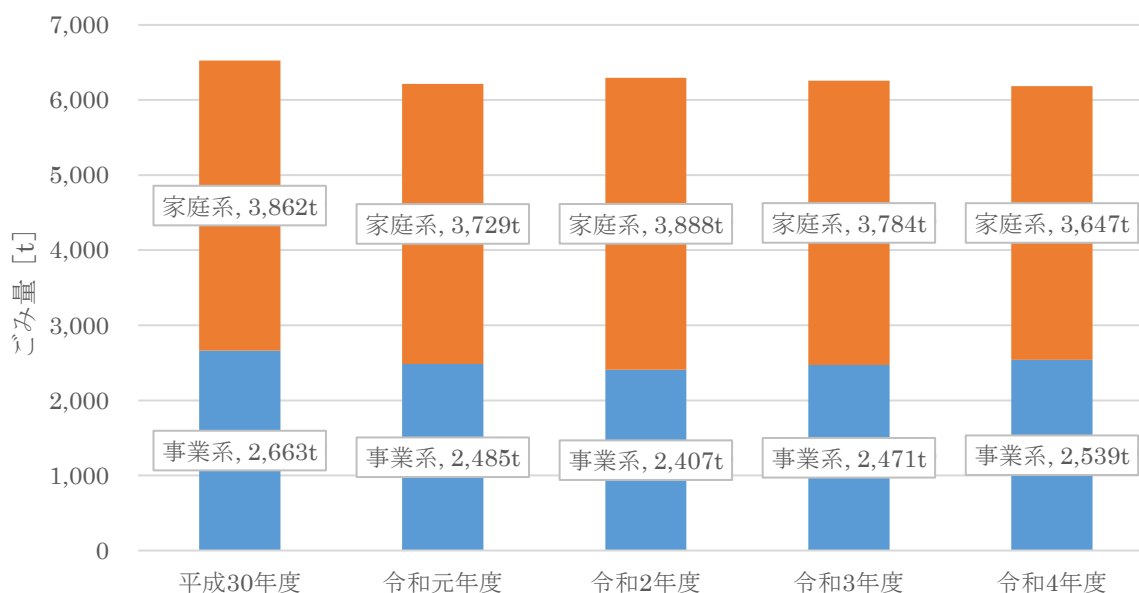


図 2-2-1 ごみ排出量の推移

2 ごみ排出量の内訳

図 2-2-2 に家庭系ごみ排出量の内訳、図 2-2-3 に事業系ごみ排出量の内訳を示します。

家庭系ごみは、燃やせるごみの排出量が増加傾向にあり、令和 2 年度の燃やせないごみの増加以外はほぼ横這いで推移しています。これらの増加は新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、外出自粛の影響により家庭の片付けが増加したことによるものと思われます。

事業系ごみは、令和元年度の新型コロナウイルスの発生により事業活動が縮小したことから全体量は減少傾向となっています。令和 3 年度に燃やせないごみ量が増加していますが、家庭の片付け増加が起因していると思われます。

以上から、外出自粛時期の影響から引き続き片付けごみが排出し続けるものと想定されます。

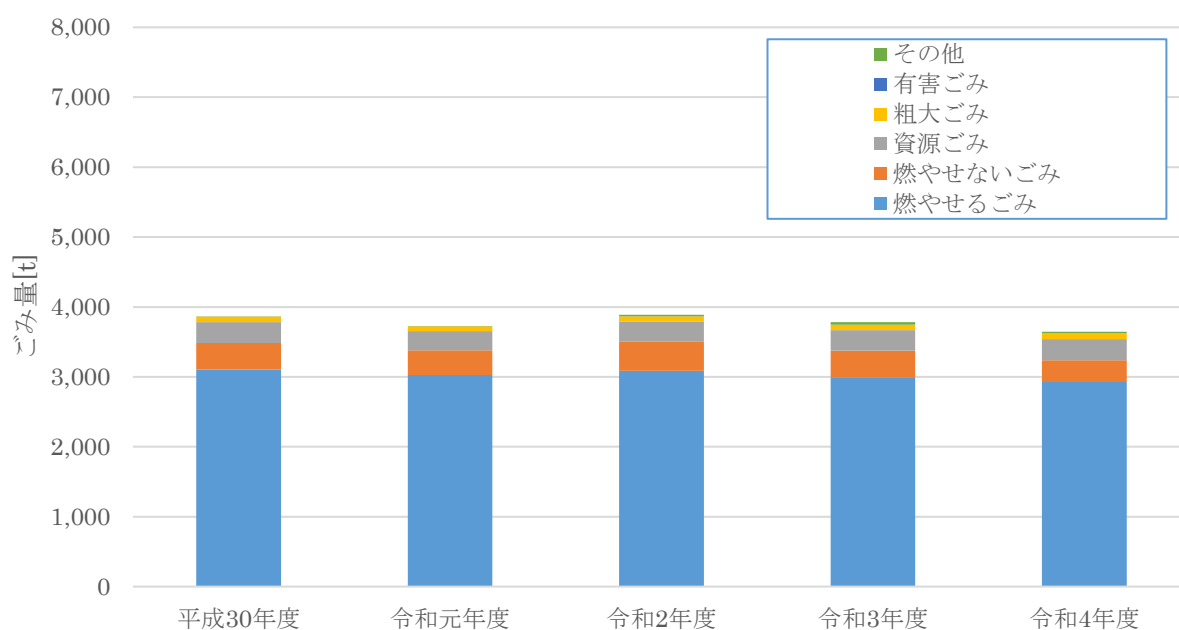


図 2-2-2 家庭系ごみ排出量の内訳

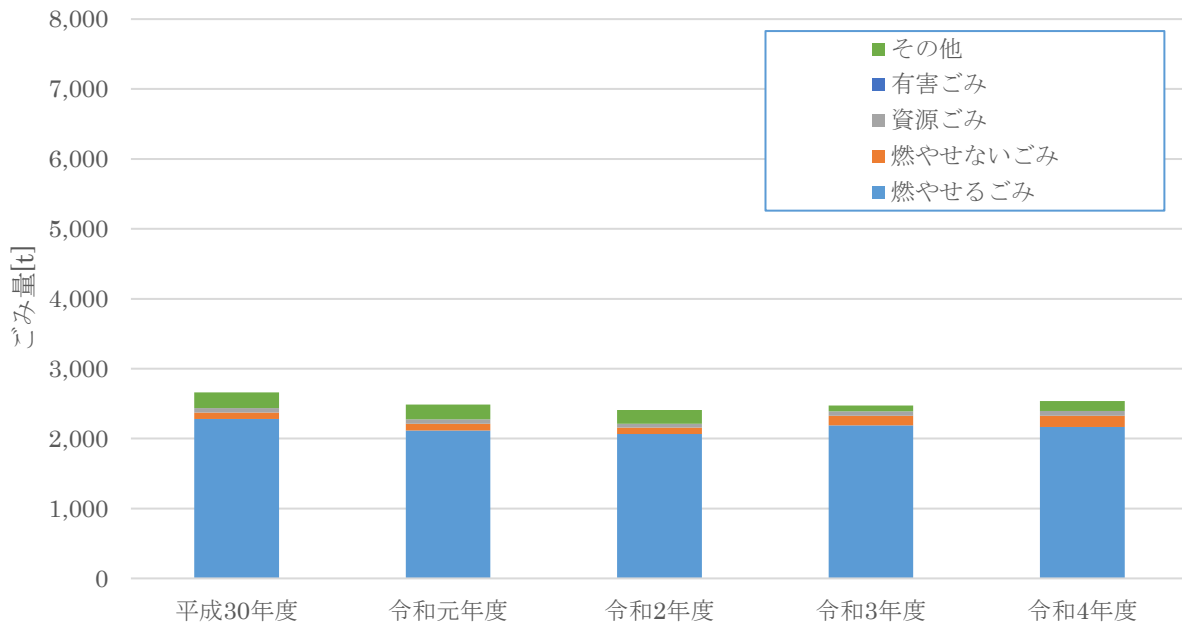


図 2-2-3 事業系ごみ排出量の内訳

3 町民一人1日あたりの家庭系ごみ・事業系ごみ量推移

図 2-2-4 に家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量原単位を示します。排出量原単位とは、町民一人1日あたりに出すごみ量を指し、以下の計算式から求められます。

$$\text{排出量原単位[g/人・日]} = \text{年間ごみ排出量[t]} \times 1,000,000 / \text{人口[人]} / 365[\text{日}]$$

本町の人口は減少傾向となっておりますが、排出量原単位はほぼ横ばいとなっており、実質一人当たりのごみ排出量が増加していることとなります。これは、高齢化の進行により、家族による片付けの増加や、単身世帯の増による弁当や惣菜等で食事を済ませることにより発生する容器ごみが増加していると考えられます。

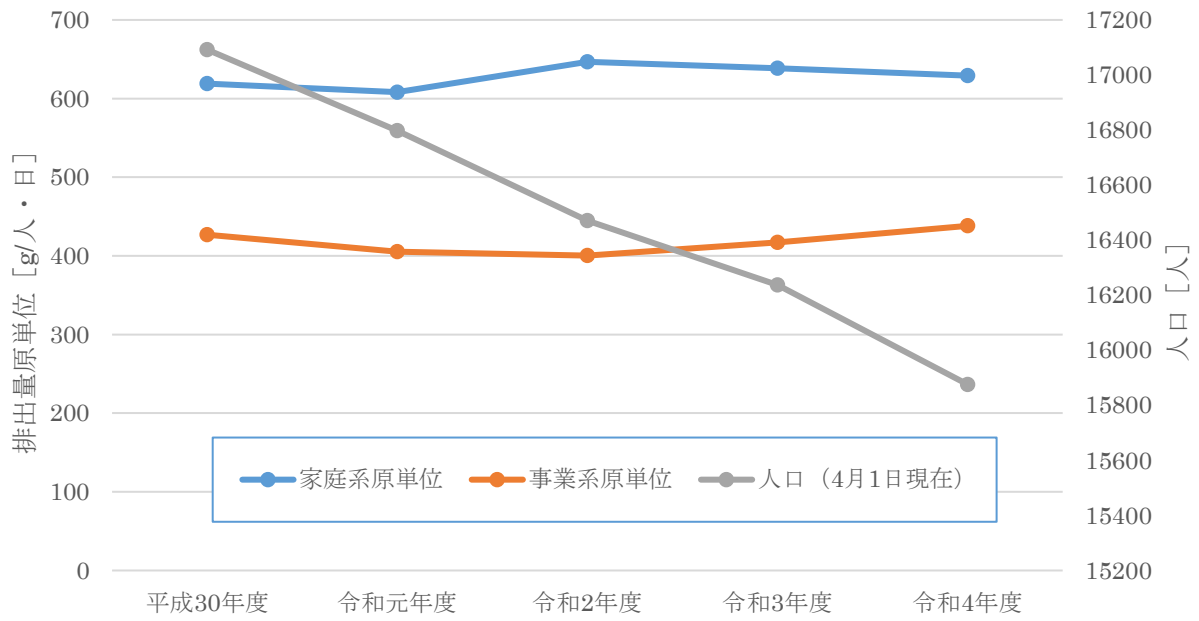


図 2-2-4 家庭系ごみ・事業系ごみの排出量原単位

2-3 収集・運搬

1 ごみの分別区分

表 2-3-1 に本町のごみ分別区分を示します。

表 2-3-1 ごみの分別区分

区分		品目例
燃やせるごみ	紙類	キッチンペーパー、紙くず、ちり紙、紙コップ、紙袋など
	繊維類	衣類、糸くず、タオル類、クッション、じゅうたん（カーペット）など ※じゅうたん（カーペット）などは、一辺の長さを 40cm 以下に切断
	プラスチック類	トレイ、発砲スチロール、ビニールラップ、玩具、洗剤などの容器、弁当などのプラスチック容器など ※一片の長さを 40cm 以下にすること
	木、竹類	板切れ、枝木、庭木、木箱、げた、竹、かご、草、割りばしなど ※庭木、草などは土砂を取り除くこと
	ゴム、合成皮革製品	くつ（安全靴など大きな金具を含むものを除く）、カバン、バッグ、ベルト、サンダル、スリッパ、財布など
	その他	吸い殻、掃除のちり、燃え殻、紙おむつ、ペットのフン、食用油など
燃料ごみ	紙類	新聞、雑誌、段ボール、印刷用紙、お菓子の紙箱など ※キッチンペーパー、トイレトペーパー、ちり紙や汚れたり濡れている紙は燃やせるごみ
	プラスチック類	たまごのパック、惣菜・ヨーグルトなどのプラスチック容器（発泡製を除く）、お菓子のフィルムなどの薄いプラスチック ※玩具などの固まりで硬質なものは燃やせるごみ ※汚れは洗って落とすこと
燃やせないごみ	金属類	フライパン、鍋、やかん、包丁、ナイフ、卓上ガスコンロなど ※包丁など尖ったものは紙などで包んでから袋に入れる ※鉄アレイなどの固まりは粗大ごみとして取り扱う
	家電製品	ラジオ、ラジカセ、掃除機、加湿器、電気カミソリ（充電式を除く）、時計、電話機、ドライヤー、ビデオデッキなど ※家電 4 品目を除く
	小型家具、寝具類	一片の長さが 40cm 以下、かつ重さが 10kg 以下の小型家具など ※140cm を超える布団や厚いマットレス（スプリング入り）などは粗大ごみ
	陶器、ガラス	せともの、ガラス製品（食器、花瓶、灰皿など）、再生不可のガラス製品
	木、竹類	角材、庭木、板などで燃やせるごみの基準以外のもの
	その他	大型のレジャー用品（テント、ゴムボート、釣り竿など）、楽器、三輪車、自転車（分解したもの）、かさ、ベビーカー、ヘルメットなど
資源ごみ	缶類	飲料缶、食品缶、カセットボンベ、スプレー缶など ※大きさの範囲、円柱の缶（高さ 20cm、直径 17cm まで）、四角柱（幅 24cm、奥行き 24cm、高さ 11cm まで） ※油、塗料を含んだスプレー缶は燃やせないごみ
	ビン類	飲料ビン、食品・調味料ビン ※キャップは外す
	ペットボトル	飲料用、しょうゆ用、みりん用のペットボトル ※キャップとラベルは外す
粗大ごみ		箆箆類、食品棚、ソファ、こたつ、下駄箱、机、布団、自転車、たたみ、じゅうたん、テーブル、金属類、ドア、灯油タンク（90 リットル以下）、健康器具、大工道具など ※200cm×150cm×100cm 以内で重さ 100kg 程度まで ※じゅうたんなどは丸めるか折りたたんで出すこと（最大長さ 4m まで）
有害ごみ		水銀などの有害物質を含むもの（体温計、ボタン電池、充電式の電化製品、蛍光管）、電池類、ライター類

2 ごみ収集体系

本町の家庭系ごみ収集はステーション収集を採用しており、ステーション設置数は令和4年度調べで1,487か所となっています。

収集事業者においては、働き手不足の状況が続いており、土曜日を収集日とする体制が敬遠される状況があることから、労働環境の改善を目的として令和4年度から土曜日収集を廃止し、平日に収集日を集約するよう変更しました。

表2-3-2に分別区分ごとの収集方法及び手数料を示します。

表2-3-2 分別区分ごとの収集方法及び手数料

分別区分	収集方法	収集頻度	排出方法	手数料
燃やせるごみ	ごみステーション または自己搬入	週2回	青色の指定ごみ袋(有料)、指定袋に入らない場合はごみ処理券を貼って排出 ※40cm未満にすること。超えた場合は燃やせないごみ	100 20円/枚 200 40円/枚 300 60円/枚 400 80円/枚 ごみ処理券 160円/枚
燃料ごみ	ごみステーション または自己搬入	週2回	中身が見える透明または半透明の袋	無料
燃やせないごみ	ごみステーション または自己搬入	月1回	黄色の指定ごみ袋(有料)、指定袋に入らない場合はごみ処理券を貼って排出	100 20円/枚 200 40円/枚 300 60円/枚 400 80円/枚 ごみ処理券 160円/枚
資源ごみ	ごみステーション または自己搬入	月2回	中身が見える透明または半透明の袋	無料
粗大ごみ	戸別収集(別途予約制) または自己搬入	月2回	ごみ処理券を1品につき1枚貼る ※1世帯5点まで	ごみ処理券 160円/枚
有害ごみ	ごみステーション または自己搬入	月1回	中身が見える透明または半透明の袋	無料

ごみの収集運搬業務は、民間事業者に委託することで行っています。収集するごみ区分及び収集車台数の体制を表2-3-3に示します。

表2-3-3 収集運搬体制

収集するごみ区分	車両形式	車両台数
燃やせるごみ 燃やせないごみ等	パッカー車	3
資源ごみ	バンボディ車	2
粗大ごみ	平ボディ車	1

3 事業所から排出されるごみ

事業者から排出されるごみは、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を委託するか、直接環境衛生センターに持ち込みます。

4 町で収集しないごみ

本町で収集しないごみを表 2-3-4 に示します。

表 2-3-4 白老町で収集しないごみ

区分	品目	処理方法
有害性のあるもの	農薬や劇薬、それらの入った容器など	販売店に相談
爆発の危険性・引火性のあるもの	火薬類、灯油、ガソリン、自動車などのオイル 消火器、アルコール、塗料、ニス、シンナー	販売店に相談
	プロパンガスボンベ	ガス取扱店に相談
処理する体制がない・別途処理法を有するため収集できないもの	テレビ、冷蔵庫（冷凍庫含む）、洗濯機（乾燥機含む）、エアコン	電気屋などに相談 指定引き取り場所に搬入
	パソコン	メーカーに回収依頼 小型家電回収ボックス
	タイヤ、ホイール、オートバイ、スクーター、耐火金庫、大型楽器（ピアノなど）、墓石、仏壇、電動マージャン台、ビリヤード台、浴槽、ボイラー（温水器含む）、ホームタンク、(91ℓ以上のもの)、ドラム缶(200ℓ以上のもの)、など	販売店に相談
	コンクリート製品、レンガ、外壁など建築廃材、漬物石、漁網	生活環境課に相談
	在宅医療で使用した注射針など	通院している病院に相談

5 ごみの自己搬入

家庭または事業所が自らごみ受入れ施設（環境衛生センター）に持ち込む場合、表 2-3-5 に示す料金体系としています。

表 2-3-5 自己搬入の場合の料金体系

	搬入方法・料金
環境衛生センターへの自己搬入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日 9 : 00 ~ 16 : 30、土曜日 9 : 00 ~ 12 : 00 ・ 日曜日、年末年始、祝日は閉館 ・ 処理料金は 家庭系は 50kg まで 150 円、10kg 増すごとに 30 円加算 事業系は 50kg まで 250 円、10kg 増すごとに 50 円加算 ※資源ごみ、有害ごみは無料
飼っていた小動物などの死骸 (犬・猫・うさぎなど)	1 匹 1,000 円 ※町引き取りの場合は 1 匹 3,000 円

2-4 中間処理

本町のごみは、クリンクルセンターで中間処理します。

1 クリンクルセンターの概要

クリンクルセンターの施設概要を表 2-4-1 に示します。

表 2-4-1 クリニクルセンターの概要

所在地	北海道登別市幸町 2 丁目 5 番地	
竣工年月	平成 12 年 4 月	
焼却処理 施設	処理能力	123t/日 (61.5t/日×2 炉)
	燃焼設備	可燃ごみ：ピットアンドクレーン方式、汚泥：汚泥受入貯留槽
	燃焼ガス冷却設備	全連続燃焼式流動床炉 (24 時間運転)
	排ガス処理設備	水噴射方式
	余熱利用設備	空気送風機→空気加熱器→温水発生器
	飛灰処理設備	薬剤処理方式
	排ガス規制	ばいじん：0.05g/Nm ³ 以下、 硫黄酸化物：K 値=17.5 以下 (5,000ppm 以下) 塩化水素：700mg/Nm ³ 以下 (430ppm 以下) 窒素酸化物：250ppm 以下 ダイオキシン類：0.1ng/Nm ³ 以下 (登別市の自主基準)
破砕処理 施設	処理能力	24t/日
	受入・供給設備	貯留ヤード及び直接投入方式
	破砕設備	低速回転 (1 次破砕)、高速回転 (2 次破砕)
	選別設備	選別：可燃物・不燃物・鉄分 方式：磁気選別方式、風力選別方式、粒度選別方式
資源化施 設	処理能力	缶・びん 11t/日、ペットボトル 0.6t/日
	受入・供給設備	貯留ヤード及び直接投入方式
	選別設備	選別：アルミ缶・スチール缶・カレット (白・茶・その他・残 渣) 方式：磁気選別方式、手選別
	再生設備	金属圧縮機、ペットボトル圧縮梱包機
その他	再生展示施設、市民ギャラリー、研修室など	

2 破砕処理

燃やせないごみ、粗大ごみが処理対象で、施設への搬入後、ごみの中から選別可能な鉄類 (有姿選別鉄) や小型家電を処理前に回収します。また、粗大ごみなどの中から、再利用が可能な家具、自転車などを修理し、再生品として展示し、白老町及び登別市の住民に提供します。

破砕処理後、破砕鉄・破砕可燃物・破砕不燃物の 3 種類に選別し、破砕鉄は有効資源としてリサイクル、破砕可燃物は焼却、破砕不燃物だけを埋め立てることで、ごみの減量・減容化を図ります。

表 2-4-2 破碎処理実績

(単位：t/年)

区分			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
対 象 ごみ	燃やせない ごみ	登別市	1,602	1,467	1,628	1,182	1,135
		白老町	412	385	437	430	390
			2,014	1,852	2,065	1,612	1,525
	粗大ごみ	登別市	47	50	61	53	51
		白老町	79	69	74	76	83
			126	119	135	129	134
合計			2,140	1,971	2,200	1,741	1,659
選 別 後	破碎可燃物		1,303	1,284	1,464	1,173	1,084
	破碎不燃物		479	439	457	350	364
	破碎鉄		191	166	171	136	139
	有姿選別鉄		98	79	110	81	73
	再生修理 (家具など)		1	1	1	1	1
	小型家電 (ピックアップ)		68	79	94	72	79
	合計			2,140	2,048	2,297	1,813
破碎処理による資源化量 (破碎鉄+有姿選別鉄+再生 修理+小型家電)			358	325	376	290	292

※選別後の数値は、登別市と白老町の合計値

表 2-4-3 再生展示数実績

(単位：点)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
再生展示数 (家具など提供数)	84	85	37	88	74

3 資源化処理

資源ごみのうち缶・びんを資源化施設で、缶はスチール缶とアルミ缶に、びんは色別（無色、茶色、その他）に選別し、リサイクルします。また、ペットボトル処理施設でペットボトルを圧縮・梱包し、リサイクルします。また、白老町環境衛生センターで受入れされたごみの一部も再資源化しています。

表 2-4-4 クリックルセンター資源化実績

(単位：t/年)

区分			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
処 理 量	資源ごみ	登別市	1,137	1,117	1,000	1,105	886
		白老町	290	271	344	358	372
			1,427	1,388	1,344	1,463	1,258
資 源 化 量	缶	アルミ缶	194	191	183	166	184
		スチール缶	128	115	116	108	98
	びん	無色ガラス	181	172	160	140	138
		茶色ガラス	219	221	198	198	189
		その他ガラス	100	91	101	81	91
	ペットボトル	ペットボトル	130	121	168	182	176
	紙類	紙パック	0	0	0	0	0
	合計		952	911	925	875	876
残渣	カレット残渣	87	92	89	97	100	

※資源化量は、登別市と白老町の合計値

表 2-4-5 白老町環境衛生センター資源化量

(単位：t/年)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
古紙類	29	24	30	18	25
鉄系類	46	51	56	77	28
合計	75	75	86	95	53

4 焼却処理

焼却施設では、白老町と登別市の燃やせるごみと破砕施設からの破砕可燃物のほか、登別市の下水道汚泥・し渣を焼却処理しています。

ごみの焼却によって発生する余熱は、施設内の暖房・給湯、ロードヒーティング、市民ギャラリー（温室）、市民プールなどに利用します。ダイオキシン類排出規制値は、国がこの施設に定めた値（1ng-TEQ/Nm³）を下回る 0.1ng-TEQ/Nm³ 以下とし、これを遵守しています。

焼却残渣量は、処理量の約 9%程度で推移しており、これらは最終処分場へ搬出します。

表 2-4-6 焼却処理実績

(単位: t/年)

区分			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
対 象 ごみ	燃やせるごみ	登別市	14,759	14,661	14,048	13,548	13,734
		白老町	4,913	4,864	5,148	5,186	5,088
			19,672	19,525	19,196	18,734	18,821
	破碎可燃物		1,303	1,285	1,464	1,172	1,084
	汚泥・し渣		3,057	2,953	2,939	2,925	2,941
	未処理生ごみ		47	0	0	0	0
合計			24,079	23,763	23,599	22,831	22,846
焼 却 残渣	焼却処理灰		1,375	1,352	1,392	1,324	1,255
	焼却鉄分		110	107	107	74	75
	焼却不燃物		653	673	690	641	674
	合計		2,138	2,132	2,189	2,039	2,004
焼却残渣発生率 (焼却残渣/処理量)			8.9%	9.0%	9.3%	8.9%	8.8%

2-5 最終処分

中間処理後の焼却残渣(焼却処理灰、焼却不燃物)や破碎不燃物は、町内の民間事業者と業務委託を締結し、民間最終処分場で埋立処分します。過去 5 年間の処分量実績を表 2-5-1 に示します。

表 2-5-1 過去 5 年間の中間処理後残渣処分量実績

(単位: t/年)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
焼却処理灰	401.5	362.2	377.0	380.7	401.2
焼却不燃物	150.4	141.2	144.6	129.0	139.1
破碎不燃物	104.7	81.8	81.0	59.2	69.4
合計	656.6	585.2	602.6	568.9	609.7

本町が設置した一般廃棄物最終処分場は、以前は焼却残渣の埋立処分を行っていましたが、残余容量が切迫したことから、焼却残渣の受け入れを停止し、民間最終処分場で埋立処分することとしました。表 2-5-2 に町有の一般廃棄物最終処分場の概要を示します。また、表 2-5-3 に過去 5 年の埋立量実績を示します。最終処分場の埋立終了が迫っていることから、令和 5 年度に最終処分場埋立容量の軽微変更により容量を拡充しました。これにより、現在の埋立量から換算し約 12 年分の容量が確保できたこととなります。

表 2-5-2 一般廃棄物最終処分場の概要

所在地	白老郡白老町字白老 778 番地 17
埋立方式	準好気性埋立
供用開始年月	平成 11 年 4 月
埋立期間	平成 11 年 4 月～
埋立面積	8,000 m ²
埋立容量	23,900 m ³
埋立物	焼却残渣、破碎不燃物、資源化处理残渣、道路清掃ごみ
遮水方式	二重遮水シート
浸出水処理水量	21 m ³ /日
浸出水処理方式	生物処理（回転円盤+凝集沈殿）

表 2-5-3 埋立実績と埋立残余容量 (単位：m³)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
埋立受入量	229	257	311	223	312
累積量	22,521※	22,778	23,089	23,312	23,624
残余容量	1,379	1,122	811	588	276

※平成 30 年度の累積量は、平成 11 年 4 月からの累積量を示しています。

2-6 ごみの減量・再資源化

1 生ごみの減量・堆肥化

本町では、家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、ごみの減量及び資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器（電動生ごみ処理機含む）の購入者に対して助成金を交付しています。

表 2-6-1 生ごみ堆肥化容器購入助成実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
堆肥化容器	8 件	4 件	7 件	12 件	10 件
電動 生ごみ処理機	1 件	1 件	---	---	1 件

2 古紙資源化

本町では白老町 3R 推進協議会（以下「協議会」という）の登録団体を中心に町内会やスポーツ団体などの各種団体により、古紙回収活動の取り組みが行われています。

表 2-6-2 集団回収実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
回収団体数	161 団体	170 団体	153 団体	150 団体	155 団体
新聞紙	183 t	184 t	140 t	125 t	139 t
雑誌	61 t	62 t	62 t	57 t	45 t
ダンボール	150 t	167 t	150 t	150 t	154 t
合計	394 t	413 t	352 t	332 t	338 t

3 古着類・小型家電資源化

本町では公共施設に回収拠点を設置し、古着・古布及び小型家電を回収し、リサイクル業者に引き渡しています。なお、古着・古布については新型コロナウイルス感染症の発生により、令和 2 年度から事業者による受入れが不安定となり、令和 4 年度途中から受入れが不能となり回収量が減少しています。

表 2-6-3 拠点回収実績

(単位 : kg)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
古着・古布	9,105	10,028	3,300	8,680	660
小型家電	19,342	18,078	23,090	17,078	16,670
合計	28,447	28,106	26,390	25,758	17,330

2-7 ごみの不法投棄

平成 30 年度から令和 4 年度までの不法投棄件数を表 2-7-1 に示します。不法投棄件数は増減を繰り返しつつ若干の減少傾向で推移しています。

表 2-7-1 不法投棄件数の推移

(単位 : 件)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
不法投棄件数	115	79	102	94	63

表 2-7-2 不法投棄量の推移

(単位 : kg)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
春のクリーン白老	6,860	4,500	1,730	2,870	3,230
秋のクリーン白老	2,070	1,970	1,920	1,810	1,960
その他清掃活動	5,750	4,330	24,840	10,270	18,580
巡回・通報分	8,190	5,800	5,950	7,130	4,430
合計	22,870	16,600	34,440	22,080	28,200

表 2-7-3 家電 4 品目不法投棄状況

(単位：台)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
テレビ	25	21	15	27	22
冷蔵庫、冷凍庫	2	2	8	20	22
洗濯機、衣類乾燥機	1	6	8	11	7
エアコン	0	0	0	0	0

2-8 ごみ処理における動向・課題

1 プラスチック類

国内の動向では、海洋プラスチック問題や気候変動問題などを契機として、プラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、令和 3 (2021) 年 6 月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が成立し、「プラスチック容器包装廃棄物」と「プラスチック使用製品廃棄物」の両方の回収を行うことが努力義務となりました。

本町では、容器包装プラスチックと製品プラスチックは、それぞれ「燃料ごみ」と「燃やせるごみ」に含まれており、どちらも焼却処理しています。今後は焼却量の削減の必要もあることから、これらのプラスチック類の分別収集と再資源化の検討が必要です。

2 生ごみ

食品を取り扱う事業者が食品の循環資源とする再生利用促進を目的とした食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律が平成 13 年 5 月に施行されました。これにより、事業者による食品に係る廃棄物の発生抑制、堆肥及び家畜飼料等へのリサイクルが推進されています。また、食品ロスについて、国、地方自治体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定やその他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めた食品ロスの削減の推進に関する法律が令和元年 10 月に施行されました。

本町では、3R 推進協議会において生ごみ堆肥化容器の購入助成を行っており、年間 10 件程の助成実績となっています。プラスチック類と同様に、焼却量の減量のために事業系ごみに対する生ごみ対策を含めて検討が必要となります。

3 紙類

本町では、3R 推進協議会を介して町内会及び各種団体での紙類の集団回収が実施されています。回収される紙は主に新聞、雑誌、ダンボールの 3 種で、その他の紙については「燃料ごみ」や「燃やせるごみ」として廃棄されています。今後は 3 種の紙類に限らず「燃料ごみ」や「燃やせるごみ」に含まれる紙類の再資源化に向けた検討が必要です。

4 各種法律に係る廃棄物

(1) ビン、缶、ペットボトル

ビン、缶、ペットボトル等の容器包装リサイクル法に係る廃棄物は、広く分別が進んでおり、本町においても分別収集を実施し、再資源化されています。

(2) テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯・乾燥機、エアコンの4品目

テレビや冷蔵庫、洗濯機などに含まれる金属類の再資源化を目的とし、平成10年6月に特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が施行され、認定事業者による家電製品の再資源化処理が進んでいます。このため、本町では同法に該当する4品目についての回収及び処分を実施しておらず、使用済み家電製品の所有者がリサイクル料を支払い、指定引取所に持ち込むことで処理されます。なお、指定引取所への持込みは、自己搬入と小売業者及び許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に運搬委託する2種類の方法があります。

(3) 建設廃材

特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、アスファルト・コンクリート、木材）について、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、または特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事について、その受注に対し、特定建設資材廃棄物を現場で分別し再資源化等を行うことを平成14年5月から義務付けています。

本町では、建設及び解体事業で発生した木材及び鉄製建設資材、コンクリート類、アスファルト及び石膏ボード等の受け入れ及び処分を実施していません。

(4) 使用済み自動車

使用済み自動車の処理工程で発生するフロン類、エアバッグ類及びシュレッダーダストについて、自動車製造業者及び輸入業者に対し、引取り及びリサイクル（フロン類は破壊）を義務付けるため、平成17年1月に自動車リサイクル法が施行されました。

(5) 家電4品目以外の小型家電

家電リサイクル法に係る家電4品目以外の小型家電の再資源化を促進するため、平成25年4月に使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）が施行しました。

本町では、公共施設に回収ボックスを設置し、拠点回収を実施しています。

第3章 基本方針及び目標

3-1 ごみ処理の基本方針

(1) 国の方針

1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

国は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、「循環型社会形成推進基本法」に基づき平成30年に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。

表 3-1-1 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

第四次循環型社会形成推進基本計画の概要																														
<p>持続可能な社会づくりとの統合的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 環境、経済、社会的側面を統合的に向上 																														
将来像	<p>地域循環共生圏形成による地域活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の資源生産性向上 ✓ 生物多様性の確保 ✓ 低炭素化 ✓ 地域の活性化 ✓ 災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり 	<p>ライフサイクル全体での徹底的な資源循環</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要だけ提供する」 	<p>適正処理の推進と環境再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備） ✓ 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等） ✓ 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生 	<p>災害廃棄物処理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強化） 	<p>適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 																									
	<p>循環分野における基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成 ✓ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会 																													
目標値	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2000年度</th> <th>2015年度</th> <th>2025年度目標</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源生産性（万円/トン）</td> <td>24</td> <td>38</td> <td>49</td> <td>(+102%)</td> </tr> <tr> <td>入口側の循環利用率（%）</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>18</td> <td>(+8ポイント)</td> </tr> <tr> <td>出口側の循環利用率（%）</td> <td>36</td> <td>44</td> <td>47</td> <td>(+11ポイント)</td> </tr> <tr> <td>最終処分量（百万トン）</td> <td>57</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>(▲77%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>() 内は2000年度比</p>						2000年度	2015年度	2025年度目標		資源生産性（万円/トン）	24	38	49	(+102%)	入口側の循環利用率（%）	10	16	18	(+8ポイント)	出口側の循環利用率（%）	36	44	47	(+11ポイント)	最終処分量（百万トン）	57	14	13	(▲77%)
		2000年度	2015年度	2025年度目標																										
	資源生産性（万円/トン）	24	38	49	(+102%)																									
	入口側の循環利用率（%）	10	16	18	(+8ポイント)																									
	出口側の循環利用率（%）	36	44	47	(+11ポイント)																									
最終処分量（百万トン）	57	14	13	(▲77%)																										
<p>持続可能な社会づくりとの統合的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域循環共生圏の形成 ○ シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価 ○ 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 ○ 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ○ 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 ○ 廃棄物エネルギーの徹底活用 ○ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ○ 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進 ○ 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開 																														
国の取組	<p>地域循環共生圏形成による地域活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域循環共生圏の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題の顕在化に ・ 果敢な可能性開拓への変遷 ○ コンパクトで強靱なまちづくり ○ バイオマスの地域内での利活用 	<p>ライフサイクル全体での徹底的な資源循環</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○ シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価 ○ 素材別の取組等 <ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック戦略 ・ バイオマス ・ 金属(都市鉱山の活用) ・ 土質・建設材料 ・ 太陽光発電設備 ・ おむつリサイクル 	<p>適正処理の推進と環境再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定定的・効率的な処理体制 ・ 地域での新たな価値創出に資する処理施設 ・ 環境産業全体の健全化・振興 ○ 環境再生 <ul style="list-style-type: none"> ・ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ・ 空き家・空き店舗対策 ○ 東日本大震災からの環境再生 	<p>災害廃棄物処理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理計画 ・ 国民へ情報発信、コミュニケーション ○ 地域 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ブロック協議会 ・ 共同処理、人材交流の場、セクターの連携 ○ 全国 <ul style="list-style-type: none"> ・ D-Waste-Netの体制強化 ・ 災害時に拠点となる廃棄物処理施設 ・ IT等最新技術の活用 	<p>適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際資源循環 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外で発生した二次資源を日本の最先端技術を活かし適正にリサイクル ・ アジア・太平洋3 R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進 ○ 海外展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開 ・ 災害廃棄物処理ノウハウの提供、被災国支援 																									
	<p>循環分野における基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子manifestoを含む情報の活用 ○ 技術開発等(廃棄物分野のIT活用) ○ 人材育成、普及啓発等(Re+Styleキャンペーン) 																													

2) 廃棄物処理基本方針

国は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物処理基本方針）」を平成13年に定め、平成28年に一部変更・追加しています。

表 3-1-2 廃棄物処理基本方針の主な変更・追加点（平成28年）

廃棄物の減量化の新たな目標量（目標年令和2年度（平成24年度比））		
	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	約12%削減	増加を約3%に抑制
再生利用率	約21%から 約27%に増加させる	約55%から 約56%に増加させる
最終処分量	約14%削減	約1%削減
その他の目標量		
<p>○令和2年度において、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」を500gに削減する</p> <p>○一般廃棄物処理施設整備に関して、「焼却された一般廃棄物量のうち発電設備が設置された焼却施設で処理されたものの割合」を新たな目標に掲げ、現状（平成24年度：約66%）に対し、令和2年度において約69%に増加させる。</p> <p>○減量化の目標量の達成に資するため、特に各種リサイクル法に基づく取組が不可欠なものについて、新たに取組目標を追加。</p> <p>①家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数：43市町村（平成25年度）→200市町村（平成30年度）</p> <p>②家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市町村の割合：約59%（平成25年度）→100%（平成30年度）</p> <p>③使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合：約43%（平成25年度）→80%（平成30年度）</p>		

3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第5条の3の規定に基づき、5年ごとに国が策定するものです。平成30年に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画では、平成30年度から令和4年度までを計画期間都市、3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進めることを定めています。

表 3-1-3 廃棄物処理施設整備計画の概要

廃棄物処理施設整備計画		別添2
(平成30年6月19日閣議決定)		
廃棄物処理施設整備計画とは		
<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物処理法に基づき、計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要を定めるもの。 ● 2018年度～2022年度を計画期間とする次期廃棄物処理施設整備計画では、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進。 		
廃棄物処理施設整備計画の構成		
基本的理念	(1) 基本原則に基づいた3Rの推進 (2) 気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保 (3) 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備	
廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施	廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標	
(1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進 (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営 (3) 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進 (4) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進 (5) 災害対策の強化 (6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備 (7) 地域住民等の理解と協力の確保 (8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみのリサイクル率：21%→27% ■ 一般廃棄物最終処分場の残余年数： 2017年度の水準(20年分)を維持 ■ 期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値： 19%→21% ■ 廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合：40%→46% ■ 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率：53%→70% ■ 合併処理浄化槽の基数割合：62%→76% ■ 省エネ浄化槽の導入による温室効果ガス削減量： 5万t-CO2→12万t-CO2 	

(2) 北海道の方針

北海道は、廃棄物処理法に基づき国の基本方針に即して、北海道の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画として令和2年3月に「北海道廃棄物処理計画」を策定しています。

北海道廃棄物処理計画では、国の基本方針に示されている廃棄物の「排出抑制」、「適正な循環的利用」、「適正処理の確保」や、この基本方針に即して策定されている「廃棄物処理施設整備計画」に加え、基本計画に示されている「バイオマスの利活用」、「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」を視点としています。

また、「経済的側面や社会的側面にも視野を広げた循環型社会・低炭素社会・自然共生社会づくりの統合的取組」と「地域循環共生圏」の考え方を踏まえるものとし、3Rのうち、リサイクル(再生利用)に比べ優先すべき取組であるリデュース(排出抑制)、リユース(再使用)の優先、廃棄物系バイオマスの地域の特性に応じた適切な再生利用、地球温暖化防止・省エネルギー等にも配慮した廃棄物処理施設の整備に向けた取組等を推進しています。

表 3-1-4 北海道廃棄物処理計画の目標値

区分	現状（平成 29 年度）	目標（令和 6 年度）
一般廃棄物の排出量	1,873 千 t	1,700 千 t（約 10%削減）以下とする
1 人 1 日当たりのごみ排出量	961g/人・日	900g/人・日 以下とする
1 人 1 日当たりの家庭から排出するごみの量	598g/人・日	550g/人・日 以下とする
産業廃棄物の排出量	38,741 千 t	37,500 千 t 以下とする
〃（動物のふん尿除く）	19,234 千 t	18,000 千 t 以下とする
一般廃棄物のリサイクル率	24.3%	30% 以上とする
産業廃棄物の再生利用率	55.5%	57% 以上とする
〃（動物のふん尿除く）	36.3%	38.5% 以上とする
廃棄物系バイオマス利活用率 （排出量ベース（炭素換算量））	89.9% （平成 28 年度実績）	90% 以上とする （令和 4 年度目標）

（3）白老町の基本方針

本計画は、人と自然が共生できる循環型社会の形成に向けて、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、町民・事業者・行政の協働によりごみの減量化及びその適正な処理等の推進を図るための基本方針を次のとおりとします。

基本方針 1 ごみ減量・リサイクルの意識啓発

近年における環境問題への関心の高まりとともに、ごみ問題への関心度には温度差が見られるのが実情です。

地球規模の環境問題から、白老町におけるごみ処理の現状まで、町民 1 人ひとりが知識を身につけ、具体的な行動につながるような意識変革が必要です。

環境学習の機会や情報の提供により、ごみ減量やリサイクルへの自主的な取り組みを促進するような意識啓発を行っていきます。

基本方針 2 ごみ減量

家庭や事業所などから排出されるごみの発生を抑制するためには、製造事業者におけるすぐにごみとまらない商品の製造、販売事業者における過剰包装の抑制、不必要な容器の使用抑制、消費者におけるごみにならない商品の選択など、製造、販売、消費の各段階で考えて取り組むことが大切です。

町民や事業者におけるごみの減量に向けた取り組みを促進するため、家庭系ごみの減量、事業系ごみの減量、再使用、再利用に関する取り組みを行っていきます。

基本方針3 リサイクル

家庭や事業所等から排出される可燃ごみや不燃ごみの中には、資源ごみとして分別している空き缶、空きびん、ペットボトルなどが分別されずに出されているものもまだありますので、現在のごみ出しルールによる分別の徹底を行っていきます。

集団資源回収による古紙回収を継続するとともに、資源物として活用できるものは民間リサイクル施設を活用するなど、新たなリサイクルの取り組みを積極的に行っていきます。

基本方針4 適正なごみ処理

ごみの処理については、公衆衛生や生活環境の保全上支障の無いよう適切に行っていく必要があります。

ごみの収集・運搬・中間処理・最終処分の各段階において、環境への配慮を優先しつつ、安全・安心で精度の高いごみ処理を行っていきます。

中間処理は、登別市との広域処理を継続していくとともに、最終処分場の適正な管理に努めます。

また、町内から発生する再生可能な資源の有効利用について、町内事業者等の取り組みを積極的に支援し、地域に根ざした循環型社会を形成するための取り組みを行っていきます。

3-2 ごみ処理の評価

白老町ごみ処理基本計画（令和2年度見直し）で設定していた目標値に基づき、これまでの達成状況の評価します。

(1) ごみの排出状況

1) 家庭系ごみ

表 3-2-1 に家庭系ごみの令和4年度末時点の実績と目標値を示します。令和5年度目標では607g/人・日であるのに対し、令和4年度末時点では629g/人・日となり、より一層の減量を検討しなければなりません。この傾向は、図 2-2-4 に示す排出量原単位の推移より、人口減少に対してごみの排出量の減少が小さいことにより生じているものです。

この要因として、令和元年度から令和2年度にかけて排出量原単位の上昇が見受けられ、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う自粛により、家にいる時間が長くなったことから、片付けごみが多く発生したもので、現在も片付けが継続的に行われていると考えられます。

表 3-2-1 令和4年度末時点の家庭系ごみ排出状況

実績（令和4年度末時点）	目標値（令和5年度）	達成状況（実績－目標値）
629 g/人・日	607g/人・日	+22 g/人・日

2) 事業系ごみ

表 3-2-2 に事業系ごみの令和 4 年度末時点の実績と目標値を示します。令和 5 年度目標では 2,471 t であるのに対し、令和 4 年度末時点では 2,539 t となり、目標達成まで 68 t 減量しなければならず、家庭系ごみと同様に減量方策を検討しなければなりません。この傾向は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う事業活動の自粛により、発生直後のごみ量は減少しましたが、自粛緩和後からの事業活動再開及び片付けごみの許可収集の活発化による結果と考えられます。

表 3-2-2 令和 4 年度末時点の事業系ごみ排出状況

実績 (令和 4 年度末時点)	目標値 (令和 5 年度)	達成状況 (実績－目標値)
2,539 t	2,471 t	+68 t

(2) リサイクル率

表 3-2-4 に令和 4 年度末時点でのリサイクル率実績と目標値を示します。令和 5 年度目標は 20% としているところ、令和 4 年度末では 11.45% となっており、目標を下回っている状況です。リサイクル率向上のため、今後は「燃料ごみ」及び「燃やせるごみ」に含まれている紙類や容器包装プラスチック及びその他製品プラスチックの再資源化を検討します。

表 3-2-4 令和 4 年度末時点のリサイクル率

実績 (令和 4 年度末時点)	目標値 (令和 5 年度)	達成状況 (実績－目標値)
11.45%	20%	△8.55%

3-3 目標の設定

1) 家庭系ごみ

表 3-3-1 に直接搬入件数の推移を示します。新型コロナウイルス感染症の蔓延により、令和 2 年から本格的に活動自粛が求められ巣ごもり需要が増加したことから、家の片付けが急増しており、その余波と思われる片付けごみの直接搬入が現在も継続しています。図 2-2-4 に示す人口減少の推移に対し、排出量原単位が横這いで推移するのはこれが一因と思われます。今後は高齢化の進行もあり、増加傾向に転じる可能性があります。資源化等の減量策検討を進めていくことから、目標を第 6 次白老町総合計画で掲げる目標である 585 g/人・日とします。

家庭系ごみの令和 15 年度目標 : 585 g/人・日 (第 6 次白老町総合計画)

表 3-3-1 直接搬入件数の推移

単位：件

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
家庭系	4,168	4,428	4,518	4,519	4,607	4,945	5,114	6,379	5,668	5,970
事業系	728	923	1,052	1,066	1,176	1,168	1,261	1,298	1,300	1,409
合計	4,896	5,351	5,570	5,585	5,783	6,113	6,375	7,677	6,968	7,379

2) 事業系ごみ

事業系ごみ排出量の推移は、平成 30 年度と比較して減少傾向ではありますが、民族共生象徴空間（ウポポイ）の開設およびそれに伴う周辺整備により、観光分野における事業者の新規参入や事業拡大が想定され、一定程度の排出量を維持するものと思われま。また、高齢化に伴い家の片付けが増加していることから、今後片付けごみによる事業系許可収集分の収集量が増加するものと考えられます。しかし、社会情勢や景気動向に大きく左右される場合があり、これらの影響を考慮して正確に将来予測を行うことは難しいところです。以上から、事業系ごみの目標設定については、令和 4 年度実績（2,539t）に対し令和 15 年度に 5%程度の減量となる 2,400t を目標重量とします。これは、ここ数年で最も事業系ごみ量が少なかった令和 2 年度と同様の水準となります。

事業系ごみの令和 15 年度目標 : 2,400t (令和 4 年度実績の約 5%削減)

3) リサイクル率

本町のリサイクル率は、バイオマス燃料化施設が稼働していた平成 30 年度を境に 10%程度まで落ち込んでいます。国が示すリサイクル率目標は 27%、北海道が示す目標値が 30%となっており、いずれと比較しても低い水準であることから、リサイクル率の向上が課題となります。今後の方策としては、まず、紙類の集団回収及び拠点回収の強化が挙げられます。また、新たにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が制定されたことから、プラスチック類の分別収集が必須となることから、これらを踏まえたリサイクル率目標を設定します。以上のことから、紙類及びプラ類の資源化を見込み、リサイクル率の令和 15 年度目標を 20%とします。

リサイクル率の令和 15 年度目標 : 20% (紙類、プラ類の再資源化促進)

3-4 目標年次

本計画は、令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間を計画期間とします。なお、社会情勢や廃棄物対策を取り巻く状況の変化に対応して適切に見直していくこととします。

第4章 ごみの発生量及び処理量の見込み

4-1 推計の流れ

ごみ排出量の推計は、各年度の将来人口及び現在の処理状況を継続した場合で推計します。これらの推計に対し、減量後の排出目標を設定し、資源化等を勘案したごみ排出量の算定を行います。



図 4-4-1 ごみ量推計の流れ

4-2 ごみ排出量の現状推計

(1) 計画処理人口の推計

町の人口は減少傾向であり、令和5年度は令和元年度比で1,710人（減少率2.5%/年）減少しています。令和5年度以降の人口減少傾向も同様で、国立社会保障・人口問題研究所の推計値では令和15年度には11,945人になるとされており、現状では人口減少の改善が見込めないことから、推計結果の将来予測として、計画処理人口を11,945人とします。これは、令和元年度からの15年間で4,853人、28.9%減少する結果となります。

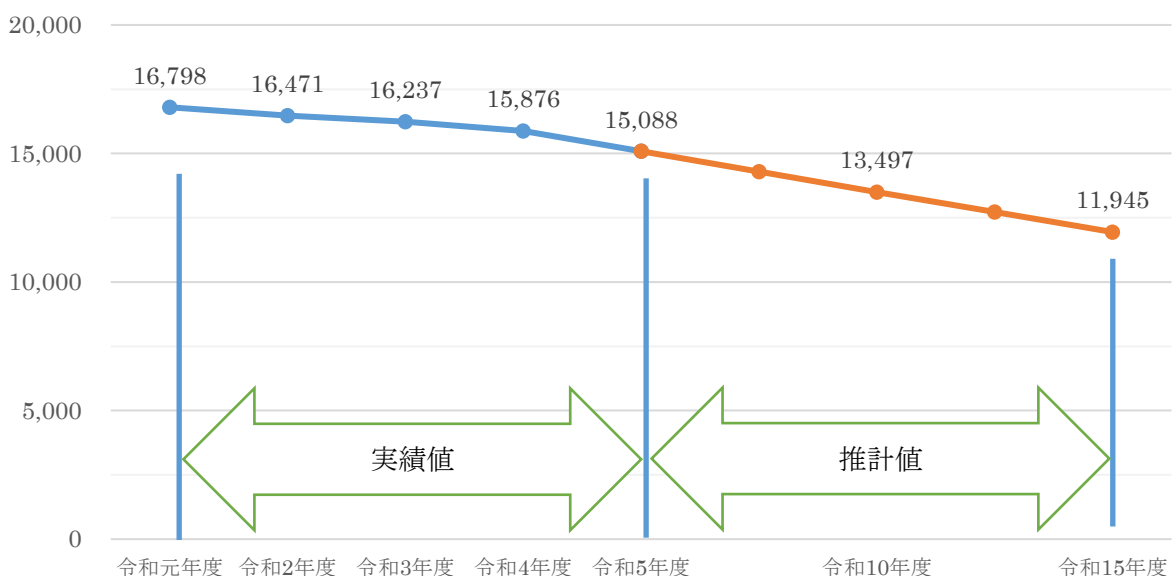


図 4-4-2 人口の将来予測

(2) 家庭系ごみの現状推計

家庭系ごみの現状推計は、以下の計算式で推計します。

家庭系ごみ現状推計

$$= \text{家庭系ごみ原単位現状推計 (g/人・日)} \times \text{行政区域内人口 (人)} \times 365 \text{ 日} / 10^6$$

家庭系ごみ原単位は、令和2年度から令和4年度までの3年間の実績平均を使用し設定します。ごみ分別区分ごとの原単位は、表4-4-1に示すものとし、令和15年度(目標年度)まで一定で推移するものとします。

表 4-2-1 家庭系ごみ原単位の設定

ごみ区分	原単位 (g/人・日)	設定方法
燃やせるごみ	508	増減を繰り返しているため、直近3年の平均を採用
燃やせないごみ	62	増減を繰り返しているため、直近3年の平均を採用
資源ごみ	50	増減を繰り返しているため、直近3年の平均を採用
粗大ごみ	18	増減を繰り返しているため、直近3年の平均を採用
合計	638	

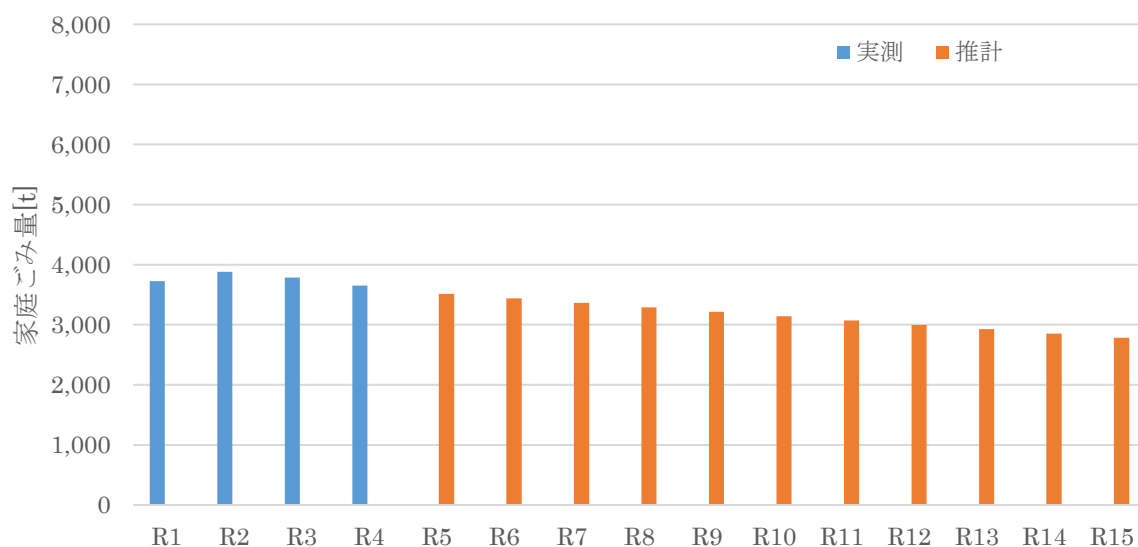


図 4-2-1 家庭ごみの現状推計

(3) 事業系ごみの現状推計

事業系ごみの現状推計は、以下の計算式で推計します。

事業系ごみ現状推計

= 事業系許可収集分及び直接搬入分の直近3か年平均

事業系ごみは人口による変動ではなく事業活動の規模により変動するものであることから、令和2年度から令和4年度までの3年間の実績平均を使用し、表4-4-2に示すものとして、令和15年度（目標年度）まで一定で推移するものとします。

表 4-4-2 事業系ごみの推計量設定

ごみ区分	単位 (t/年)	設定方法
許可収集分	2,147	事業活動の影響が大きいため、直近3年の平均を採用
直接搬入分	320	事業活動の影響が大きいため、直近3年の平均を採用
合計	2,467	

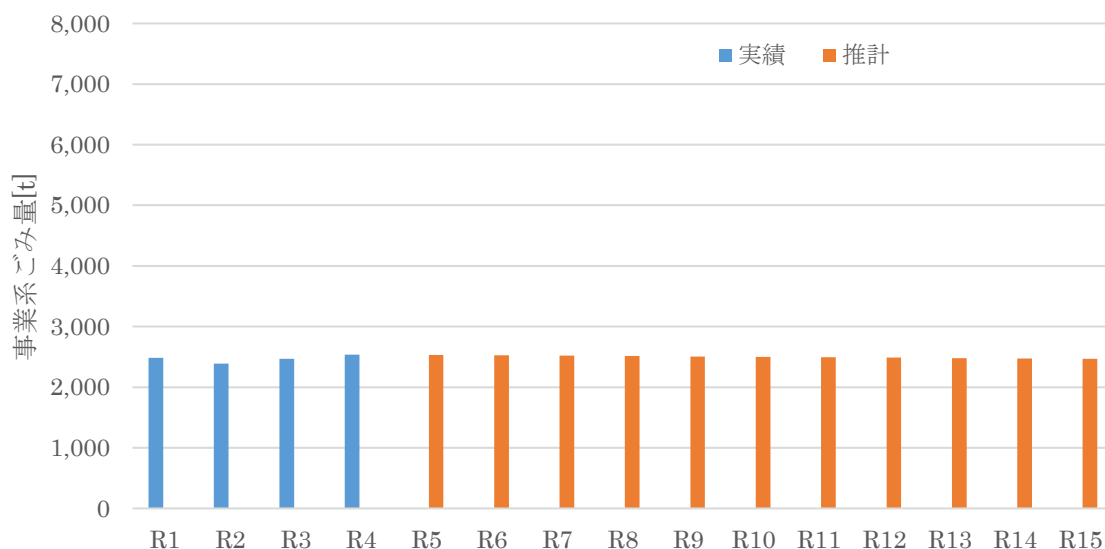


図 4-2-2 事業系ごみの現状推移

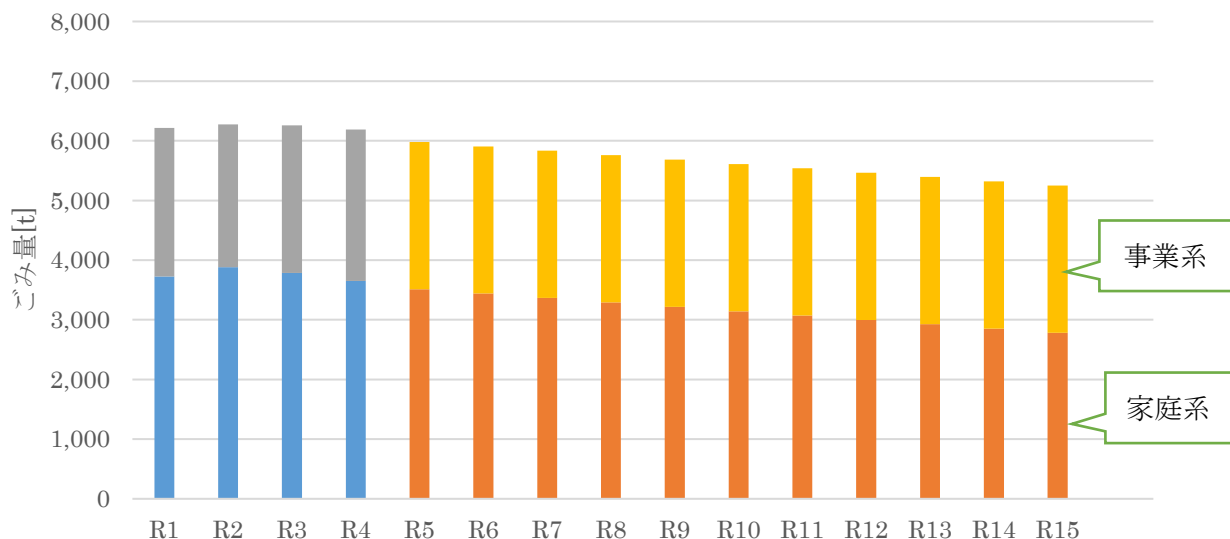


図 4-2-3 家庭系及び事業系ごみ合計の推移

4-3 減量後のごみ総排出量の推計

図 4-3-1 に、家庭系及び事業系ごみの現状推計に対し、3 章で設定した目標値を適用した場合のごみ総量の推移を示します。なお、各年度の数值は段階的に令和 15 年度目標値に近づいていくことを想定しています。令和 15 年度のごみ総量は家庭系及び事業系ごみの目標を達成した場合、令和 4 年度比較で 1,239t の減量になります。

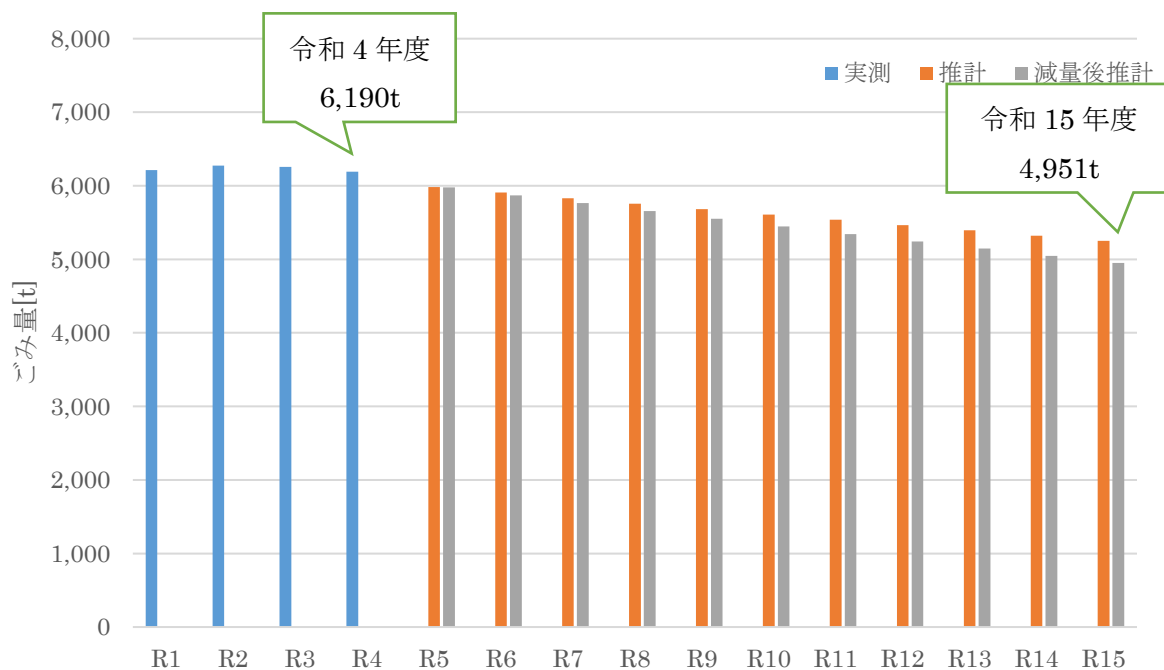


図 4-3-1 家庭系及び事業系ごみ合計の推移

第 5 章 ごみ処理基本計画

5-1 ごみの排出抑制・再生利用計画

1 町民・事業者・行政の役割分担

(1) 町民の役割

町民一人ひとりが、自らごみの排出者であることを認識し、ごみの減量化や再使用・再利用を優先したライフスタイルに見直し、ごみ減量のための工夫や資源化等に努め、町内会等が実施する集団回収等にも積極的に参加し実践する、責任ある行動を行っていきます。

(2) 事業者の役割

事業者は、ごみの排出事業者として、その処理に責任があることを認識し、循環型社会の形成に向けて事業活動を見直し、ごみの減量化やリサイクル型経営への方向転換を図り、環境負荷の低減に配慮した商品の開発や販売に努めるとともに、廃棄物の有効利用を進め、ゼロエミッション社会の実現を目指す行動を行っていきます。

(3) 行政の役割

町は、循環型社会の構築に向けて、町民や事業者が行うごみ減量のための行動が円滑に行われるように、意識啓発を積極的に進め、ごみ減量やリサイクル活動に対する町民や事業者の自発的な取り組みへの支援を行い、町民・事業者との連携を強化するとともに、環境に配慮した適正なごみ処理を推進していきます。

2 ごみの排出目標

3章に示した本町の基本方針に基づき、令和5年度見込み、中間年次（令和10年度）及び目標年次（令和15年度）における各種目標値を示します。

表 5-1-1 ごみの排出目標

区分	令和5年度 (現状見込み)	令和10年度 (中間年次)	令和15年度 (目標年次)
行政区域内人口	15,088 人	13,497 人	11,945 人
家庭系ごみ	3,514 t	3,012 t	2,551 t
家庭系ごみ原単位	638 g/日・人	612 g/日・人	585 g/日・人
事業系ごみ	2,467 t	2,433 t	2,400 t
ごみ総排出量	5,980 t	5,446 t	4,951 t
リサイクル率	11.45%	15.73	20%

3 ごみ減量化の推進

ごみの減量化を推進するため、町民や事業者の自主的な取り組みが活発になるよう、本町が中心となって以下の事項について支援・検討します。

(1) 広報、ホームページ等による普及啓発

広報誌やホームページを活用し、現在のごみ処理の仕組み、それに基づくごみの出し方について周知していきます。また、ごみの減量化や資源化に関する情報提供を行っていきます。

(2) 生ごみ減量の推進

家庭から出るごみのうち、水分を多く含む生ごみはごみ処理においての負荷が大きく、焼却に掛かる経費にも大きな影響を与えます。そのため、家庭で廃棄にならないよう食べきることや使い切ること、生ごみの水切りを行うことによって、ごみの減量につながります。また、本町では生ごみを畑で使える堆肥にすることができる「堆肥化容器の購入助成」を行っており、購入助成額や年間購入助成数等の拡大を検討し、生ごみ減量の方策について推進していきます。

(3) 清掃活動の推進

町内会や各種団体との連携をはかり、ポイ捨てを含む不法投棄の排出抑制に努め、年2回実施している「春・秋のクリーン白老」などのボランティア清掃活動に対し、ボランティア清掃用のごみ袋を配布します。

(4) 資源回収活動の推進

資源物の回収を促進するため、現在町内会等で実施している紙等の集団回収に対し、回収量に応じた奨励金を付与する等の方策を検討します。また、町内公共施設等に資源物回収箇所を用意する等、資源物を出せる環境・拠点の拡大も検討します。

5-2 収集運搬計画

当面現状の分別から変更がないため、収集運搬体制は現在のまま継続します。今後、分別等に変更があった場合、併せて収集体制の変更を検討します。

(1) 収集区分と排出方法

計画期間内の分別収集品目及び排出方法は、現在の分別から変更せず継続します。なお、令和4年4月1日に施行された「プラスチック資源循環促進法」に基づき、今後はプラスチックごみの分別収集及び処理方法について、登別市と検討を進めてまいります。

(2) 収集運搬範囲

現行の収集範囲と同様に、本町の行政区域を対象とします。

(3) 収集運搬方法

現行の収集運搬方法と同様に、粗大ごみ以外はステーション方式を、粗大ごみのみ戸別収集方式を採用し、収集作業も委託業者による収集体制を継続します。また、高齢者や障がい者等でごみ出しが困難な場合の対応として、個別の収集について検討します。

(4) 収集頻度及び料金

令和4年4月1日より、土曜日収集の廃止したことにより燃やせないごみの収集頻度を変更しています。なお、表 5-2-1 に示す通り、ごみ処理手数料の変更はありません。

表 5-2-1 分別区分ごとの収集方法及び手数料（再掲）

分別区分	収集方法	収集頻度	排出方法	手数料
燃やせるごみ	ごみステーションまたは自己搬入	週2回	青色の指定ごみ袋(有料)、指定袋に入らない場合はごみ処理券を貼って排出 ※40cm未満にすること。超えた場合は燃やせないごみ	100 20円/枚 200 40円/枚 300 60円/枚 400 80円/枚 ごみ処理券 160円/枚
燃料ごみ	ごみステーションまたは自己搬入	週2回	中身が見える透明または半透明の袋	無料
燃やせないごみ	ごみステーションまたは自己搬入	月1回	黄色の指定ごみ袋(有料)、指定袋に入らない場合はごみ処理券を貼って排出	100 20円/枚 200 40円/枚 300 60円/枚 400 80円/枚 ごみ処理券 160円/枚
資源ごみ	ごみステーションまたは自己搬入	月2回	中身が見える透明または半透明の袋	無料
粗大ごみ	戸別収集 (別途予約制)	月2回	ごみ処理券を1品につき1枚貼る ※1世帯5点まで	ごみ処理券 160円/枚
有害ごみ	ごみステーションまたは自己搬入	月1回	中身が見える透明または半透明の袋	無料

5-3 中間処理計画

中間処理の流れについては図 5-3-1 のとおりです。

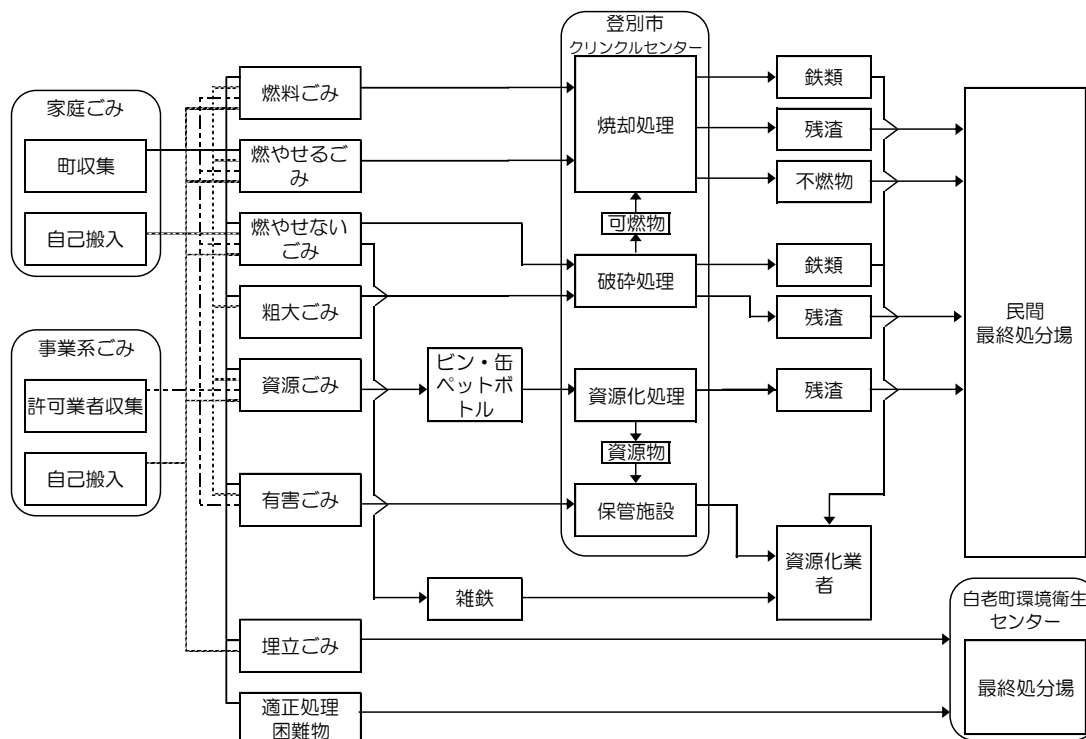


図 5-3-1 白老町のごみ処理の流れ（再掲）

5-4 最終処分計画

本町の一般廃棄物最終処分場は、令和 5 年 3 月末時点で残余容量は残りわずかとなっていました。令和 5 年度に残余容量の軽微変更を行うことで容量の拡大を行いました。これにより、約 12 年程度延命化されたこととなります。

5-5 その他の取り組み

(1) 不法投棄対策

本町における不法投棄の傾向ですが、発覚件数は減少傾向ですが、ポイ捨て等小規模なものは以前減らない状況です。不法投棄防止のため、監視カメラや不法投棄防止看板の設置、警察への情報提供及びパトロール等の不法投棄対策を継続します。

(2) 適正処理困難物の対応

本町では収集及び処理できないごみは、現在と同じ品目とし、販売店や処理業者へ処理を依頼するか排出者自らの責任で適正処理するよう指導に努めます。また、水銀体温計や蛍光管などの水銀含有物の混入や、充電式電池などの適正な排出方法について周知を図ります。

(3) 環境衛生センター旧焼却炉の維持について

昭和 58 年 4 月から稼働している環境衛生センターには、平成 11 年度末で運転を停止した煙突を含む焼却炉等の設備が残されています。当該施設は竣工から 40 年経過しており、施設自体の老朽化も進んでおり、特に煙突の老朽化が著しく地震等の災害により強度低下の恐れがあることから、今後解体の検討を進めます。

第 6 章 生活排水処理基本計画

本町における生活排水処理基本計画は、平成 27 年度から令和 7 年度までの 10 年間を計画期間とし、中間年度として令和 2 年度に見直しを行っています。

本計画では、令和 7 年度における生活排水処理率 96.0%を目標としており、公共下水道及び合併浄化槽当の生活排水処理施設の整備と、生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性について町民に周知・普及啓発を図っています。

第7章 災害廃棄物処理計画

本町は過去に大きな地震など自然災害に見舞われる被害が発生しており、被災により通常の処理量をはるかに超える廃棄物が発生する可能性があります。また、環境省では平成26年に「災害廃棄物対策指針」が策定され、各自治体における災害廃棄物処理計画の策定が求められています。

このことから、本町では災害廃棄物の処理について、こうした大規模災害時に共通する基本的事項を整理するとともに、災害発生後、実際の災害規模や被災状況、廃棄物発生量などに対応した白老町災害廃棄物処理計画を令和6年3月に策定しました。

